

8 議事

(木村係長)

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。この度司会を務めさせていただきます木村と申します。よろしくお願いいたします。本日お配りしております資料は、審議会の閉会后に非公開審議用資料のみ回収させていただきます。メモ等については資料と共に配布しましたメモ用紙をご利用ください。なお、会議録作成のため録音をさせていただきますことをご了承ください。

会議に入ります前に、事務局の人事異動についてお知らせします。4月1日付けで都市整備部長の竹田が異動となり、後任として高橋が配属されました。

(高橋部長)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(木村係長)

また、前所長の西脇に代わり、4月1日付けで九條が飯山満土地地区画整理事務所長となりました。

(九條所長)

九條と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(木村係長)

では、改めまして所長の九條より開会の言葉を申し上げます。

(九條所長)

ただいまから第47回船橋都市計画事業飯山満地区土地地区画整理審議会を開催いたします。

(木村係長)

はじめに、施工者を代表しまして、船橋市建設局都市整備部部長の高橋よりご挨拶申し上げます。

(高橋部長)

本日はお忙しいなか飯山満地区土地区画整理審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より当事業の推進に当たり、様々な形でご協力いただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

当審議会につきましては、昨年度に第6期審議会委員の任期が満了に伴い、委員の改選があり引き続き6名の方に継続していただくことになりました。長年にわたるご協力に感謝いたします。また、この後にご紹介いたしますが、新たにお2人の方に委員として参加していただくことになりました。ご指導ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、学識経験を有する田中様、松重様にも審議委員の継続をご承諾いただいております。引き続きよろしくお願いいたします。

飯山満土地区画整理事業は平成2年の都市計画決定以来35年目となりますが、関連する工事の遅れが見込まれることから、事業期間を令和12年度から令和15年度まで延伸いたしております。今後も地区内各所において、事業終盤に向けた工事を予定しておりますので、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご負担を最小限に抑えるよう気を配りながら事業を進めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の議題は、次第に記載しております3件となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(木村係長)

次に、事務局より土地区画整理審議会についてご説明させていただきます。

(川原主任主事)

土地区画整理審議会について説明させていただきます。庶務補償係の川原です。よろしくお願いいたします。

はじめに飯山満地区土地区画整理審議会について、お手元の資料「土地区画整理審議会について」に基づき、要点をご説明させていただきます。なお、各資料の一番下にページ番号を付番しています。

まず資料の2ページをご覧ください。はじめに、2番の審議会の組織についてご説明いたします。当審議会の名称は船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会でございます。審議会委員の定数は、法令等に基づき10人としており、権利者の方から選挙により選出される委員8名、市長が選任する学識経験を有する委員2名となっております。また、当地区の審議会委員の任期は5年です。なお、皆様の任期は令和6年9月17日から令和11年9月16日までの5年間となります。

次に3ページにあります、3番審議会の役割についてご説明いたします。公共団体の施行による土地区画整理事業の場合は、土地区画整理法第56条により、施工者の諮問機関として事業ごとに土地区画整理審議会を設置することとされ、審議会は仮換地の指定、換地計画等に関する事項について、法に定めるところにより意見を述べ、もしくは同意をする権限を有します。土地区画整理審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は会長が決定します。

審議会でご審議いただく事項は、大きく分けると2つございます。1つは施工者が審議会の意見を聴かなければならない事項で、もう1つは施工者が審議会の同意を得なければならぬ事項でございます。1つ目の施工者が審議会の意見を聴かなければならない事項は資料の通り4点あります。2つ目の施工者が審議会の同意を得なければならぬ事項は資料の通り3点あります。この後ご審議いただく、土地評価を行うための評価委員の選任が、こちらの1点目に該当します。

また、本日報告する仮換地指定の軽微な変更の取り扱いについて、別途定めておりますので、その内容についてご説明いたします。4ページをご覧ください。仮換地指定の軽微な変更の取り扱いについては、平成8年に開催された第6回審議会で審議されました。こちらに列挙されているのが、その会議で議決された軽微な変更の項目でございます。これに該当する場合には、審議会に諮問することなく、事務局の専決で変更の仮換地指定をし、その後に開催される審議会に報告するという形式をとっております。

続きまして、土地区画整理審議会の運営規則について、何点か内容をご説明いたします。6ページをご覧ください。まず第2条、本日の議事において審議会の会長と会長代理を選

出していただきますが、選出方法は指名推選で行います。第3条、会議では会長が議長となり議事を進行します。なお、今回は審議会委員改選後の第1回目の会議ですので、審議会会長を選出するまで、事務局で会議を進めさせていただきます。第5条、第6条、会議中に退席する際は、議長の承認を受けなければならない、発言する際は議長の許可を受けなければならない。第9条、第10条に採決について規定されております。議案の採決は挙手により行いますが、議長が必要であると認めるときは投票によって行うことができます。最後に第11条、会議開催後会長は議事録を作成します。作成された議事録には、会長と会長が指名する委員2名、計3名の方に署名いただくこととなります。以上で、土地区画整理審議会の運営規則について説明を終わります。

最後に、審議会の会議の公開について、3点ほどご説明いたします。1点目は会議の公開、非公開について、2点目は会議概要の作成と公表について、3点目は会議録の作成と公表についてです。1点目の会議の公開、非公開についてご説明いたしますので、9ページの船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の第4条をご覧ください。

まず、会議は原則公開となります。しかし、法令等により非公開とされている会議や不開示情報について審議等をする場合、または公正な議事の運営に支障が生ずる場合については、非公開とすることができます。では、審議会の会議を非公開とする決定の方法ですが、これについては資料の15ページ、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会運営規約第2条に規定しており、関係職員の意見を聞いて会長が会議の公開非公開を決定することとしております。なお、今回は審議会委員改選後の第1回目の会議ですので、飯山満土地区画整理事務所長が公開、非公開を決定いたしました。

次に2点目の会議概要の作成と公表についてご説明いたしますので、少し戻っていただきまして10ページの第8条第1項をご覧ください。附属機関は会議の公開非公開に関わらず、会議終了後おおむね1週間以内に会議概要をホームページ等で公表します。公表する内容については、13ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。最後に3点目の会議録の作成と公表についてご説明いたしますので、10ページの、今度は第8条第2項をご覧ください。

附属機関は会議の公開非公開に関わらず、会議録を作成します。公表に関しては、第8条第3項をご覧ください。公開の議事に関しては、作成した会議録をホームページ等で公開することとなります。非公開の議事の部分については、会議録の公表の際に省略するこ

とができますが、第8条第3項の各号の4項目に該当した場合は、非公開で行われた議事であっても、公表しなければなりません。作成する会議録の内容については、資料14ページをご覧ください。1番目から7番目までは、会議概要の項目と同じです。8番目の議事の項目で、発言者名と発言内容を記載する必要があります。以上で、土地区画整理審議会についての説明を終わります。

(木村係長)

事務局からの説明は以上ですが、何かご質問等がございますでしょうか。ご質問はないようですので、委員の紹介をさせていただきます。はじめに、新たに委員となりましたお2人をご紹介します。近藤政行委員です。

(近藤政行委員)

近藤政行といいます、よろしくお願いします。

(木村係長)

続きまして、林清人委員です。

(林清人委員)

林です、よろしくお願いいたします。

(木村係長)

次に継続して委員となりました方々を、五十音順で紹介させていただきます。櫛田直樹委員です。

(櫛田委員)

櫛田直樹です、よろしくお願いします。

(木村係長)

本日はお見えになっておりませんが、近野勝広委員です。続きまして林孝市委員です。

(林孝市委員)

林です、よろしくお願いします。

(木村係長)

三橋栄委員です。

(三橋委員)

三橋です、よろしくお願いします。

(木村係長)

吉野崇治委員も本日ご欠席となっております。もう一方、近藤幸廣委員も欠席となっております。続きまして、市長が選任しました学識経験委員のご紹介をいたします。田中亨委員です。

(田中委員)

田中でございます。よろしくお願いいたします。

(木村係長)

田中委員は長きにわたり千葉県庁に奉職され、在職中に千葉県県土整備部つくばエクスプレス沿線整備室長、県土整備部都市整備課長、県土整備部都市整備局長などを歴任され、千葉県の社会基盤の整備に尽力されました。次に松重達則委員です。

(松重委員)

松重です。どうぞよろしくお願いいたします。

(木村係長)

松重委員も同じく長きに渡り千葉県庁に奉職され、在職中には一宮町都市整備課長、木更津市都市部長、千葉県県土整備部都市整備課室長などを歴任され、多くの市街地整備事業により、まち作りに携わってこられました。

それでは議事に入らせていただきますが、審議会会長を選出するまで、事務局の方で会議を進めさせていただきます。会議の進行は所長の九條が務めさせていただきます。

(九條所長)

会議に先立ち、土地区画整理法第62条第3項に、委員の半数以上の出席による会議の成立が規定されておりますが、委員10名のうち出席者7名でありますので、本日の会議の成立を宣言いたします。今回の審議会に関して、議事(1)、(2)につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開とし、議事(3)につきましては、船橋市情報公開条例第7条第2号、第3号および第5号の不開示情報が含まれていることから、同条例第26条第2号に該当するため、非公開とするものといたします。なお、本日は傍聴者がおりませんことをここでご報告させていただきます。

また、審議会運営規則第11条第2項により議事録は会長の他、委員2名が署名することとなっておりますので、櫛田直樹委員、近藤政行委員に議事録の署名をお願いしたいと思います、よろしくお願いいたします。

改めまして、議事に入らせていただきます。議事(1) 審議会会長および会長代理の選出について、でございます。ここで、審議会会長の選出を行います。審議会運営規則第2条第1項により、指名推選の方法によって行うこととなっております。皆様からどなたかご推薦をお願いいたします。

(櫛田委員)

学識経験がある松重さんをお願いしたいと思います。

(九條所長)

ただいま、会長に松重委員のご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(九條所長)

異議がないようですので松重委員に会長をお願いいたします。会長が決定しましたので、これより会長と会議の進行を代わります。ありがとうございました。松重委員、会長席へお願いいたします。それでは松重会長、ご挨拶を頂戴できますでしょうか、よろしくお願いいたします。

(松重会長)

それでは改めまして松重でございます。前期に引き続き会長をやらせていただくこととなりました、よろしくお願いいたします。本会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて会長代理の選出をします。審議会運営規則第2条第2項により準用する指名推選の方法によって行うことになっています。皆様からどなたかご推薦をお願いいたします。

(櫛田委員)

学識経験のある田中亨さんをお願いしたいと思います。

(松重会長)

ただいま会長代理に田中委員とのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(松重会長)

異議がないようですので、田中委員に会長代理をお願いいたします。それでは田中会長代理にご挨拶を頂戴いたします。

(田中会長代理)

改めまして、田中と申します、前回に引き続き会長代理として皆さんの協力を得て事務が円滑するように努めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(松重会長)

ありがとうございました。以上で議事（１）であります。審議会会長および会長代理の選出を終わります。

続いて議事（２）、議案第６１号評価員の選任について、事務局から提案理由及び説明をお願いします。

(木村副主査)

それでは評価委員の選任について説明させていただきます。庶務補償係の木村と申します、よろしく願いいたします。本日お配りしてある資料がいっぱいあって申し訳ないのですが、そのなかで括弧書きで公開審議用資料と書いてある資料がお手元の方にあると思うのですが、今回の６１号につきましてはこちらでご説明させていただきますので、ご準備の方をお願いいたします。

それでは１枚めくっていただきまして、議事の方に入らせていただきます。まず、議案第６１号評価委員の選任について提案理由を述べさせていただきます。ページ数が印刷物の右下のところに入っていると思いますのでその１ページの方をご覧ください。土地区画整理法第６５条第１項および船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理事業施行条例施行規則第６条に基づき、岡部千華氏の職を解き、新たに評価委員として長嶋香織氏を選任することについてご提案させていただきます。１枚ページをめくっていただきまして２ページの方をご覧ください。議案の説明の前に評価委員とはどういうものか、簡単にご説明させていただきます。

評価委員を選任する法的根拠は土地区画整理法第６５条第１項に定められております。人数は３人以上とありますが、当事業では施行条例施行規則第６条により３人と定めております。評価委員の役割については、土地区画整理法第６５条第３項に規定があります。施工者は評価委員の意見を聞かなければならないと定められており、どのような場合に意見を聞くのか、資料に３つ記載してあります。ただし、当事業では、減価補償金の交付は該当しません。立体換地も行わない予定ですので、施工者が換地計画において清算金もしくは保留地を定めようとする場合に評価委員の意見を聞くということになります。他にも４点の事項について示されていることから、平成２８年には評価員の意見を伺った上で、土地評価基準の変更をした経緯がございます。

それでは議案の説明に移らせていただきます。いちばん最後のページ、4ページをご覧ください、いちばん後ろですね。スクリーンの方にも同じものが表示されておりますけれども、こちらが現在委嘱している評価員3名の方です。このうち岡部千華評価員につきましては、令和7年7月10日付け人事異動により所属が変更になったことに伴い、岡部千華氏の職を解き新たに市川税務署に着任された長嶋香織氏を評価員に選任することを提案させていただきます。なお、長嶋氏におかれましては、令和5年4月から令和6年8月までの期間においても、当事業の評価員に委嘱された経験があり、事業の状況について理解の深い方であると認識しております。

現在の評価委員の2人、不動産鑑定業務に精通されている伊藤明良氏、土地の課税業務に精通されている石井好信氏に加え、土地評価業務に精通されている長嶋香織氏を選任したため、土地区画整理法第65条第1項により、審議会に同意を求めさせていただきます。以上、議案61号評価委員の選任についてのご説明を終わらせていただきます。

(松重会長)

ただいま事務局から説明がありましたが何かご意見ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。意見がないようですので、採決を行います。議事(2)議案第61号評価委員の選任について、この原案に同意の方は挙手をお願いいたします。

(各委員)

<挙手>

(松重会長)

挙手全員ですので、原案のとおり答申します。事務局より答申書(案)の朗読をお願いします。

(織戸所長補佐)

評価委員の選定について答申、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理事業、施行者船橋市、代表者船橋市長松戸徹様宛て、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会会長松重達則、令和7年10月22日付け船飯第390号にて提出のあった審議第61号

評価委員の選任については、第４７回船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会において審議した結果、原案の通り同意します。

(松重会長)

以上のとおり施工者あてに答申しますのでよろしくお願いします。

それでは議事（３）仮換地指定の軽微な変更について事務局から説明をお願いします。

議事（３）「仮換地指定の軽微な変更について」は、非公開の審議等であるため、船橋市附属機関の会議の公開実施要綱第８条第３項後段の規定により記載を省略いたします。

以上で本日の議事は終了いたします。何か連絡事項などはございますか。

(木村係長)

事務局からです。お手元の資料、公開審議用資料につきましてはお持ち帰りいただいても構いません。そのまま置いていただいても構いません。非公開審議用資料につきましては、この後閉会后に全て回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして第４７回審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。